## 2023年 10月11日水 本脈

### 第40回回頭弁論期日

原告側証人に対する反対尋問 14 時開始

証人 野津 厚氏 テーマ 「強振動予測」

(国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 地震防災研究領域長)

強振動研究の権威、再登場。 当日は四国電力による反対 尋問のみです。

#### 2023年10月11日予定

**13:50** までに入廷 **※傍聴抽選はありません** (広島地裁 北棟3F法廷302号)

14:00 第40回口頭弁論 開始 被告側(四国電力側)反対尋問

16:30 再尋問

17:00 口頭弁論終了予定

証人尋問前® ZOOM勉強会

#### ここが見どころ聞きどころ

10 6 金

午後7時45分接続開始



ID: 830 9795 6597 パスコード: 503534 野津氏の意見書や主尋問の内容をおさらいします。

広島地方裁判所302号法廷へ、ぜひ傍聴にお越しください。



## 第41回回頭弁論期目

原告側(市民側)証人尋問 10 時開始

証人 高島 武雄 氏 テーマ 「水蒸気爆発」

(勢工学の専門家。元小川工業高等専門学校 教授

# 「炉心溶融時、大規模水蒸気爆発は発生しない」は希望的観測

#### 2023年11月1日予定

09:25 広島地裁 南西角交差点集合

09:30 広島地裁へ乗込行進 一緒に歩きましょう

09:50 までに入廷 ※傍聴抽選はありません

10:00 第41回口頭弁論開始

原告側主尋問

12:00 昼休憩(広島弁護士会館)

12:45 参加者ミニ交流会

14:00 第41回口頭弁論再開被告側反対尋問

ID: 812 9235 7283

16:00 休憩

16:30 再尋問

17:00 第41回口頭弁論終了予定

17:20 記者会見・報告会開始 ZOOM併用 ※開始が早まる可能性があります。

18:00 記者会見・報告会終了予定

証人尋問前のZOOM勉強会 「ここが見どころ間きどころ」



午後7時45分接続開始

午後8時開始



ID: 830 9795 6597 パスコード: 503534

高島氏の意見書を元に解説。座談会形式です。 お気軽にご参加ください

ZOOM参加要綱など、詳しくは当裁判 web サイトをご覧ください。

## <sup>2</sup>10/11

#### 当日は四国電力の反対尋問のみ

10月11日の第40回口頭弁論期日は、野津厚氏(国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 地震防災研究領域長)が再び証言台に立ちます。といってこの日は、四国電力による反対尋問のみ(午後2時開始)です。

野津氏の主尋問の日、7月31日第37回口頭弁論期日は大荒れでした。野津氏はこの日のために、これまでの意見書を一纏めにしたプレゼン資料(甲198号証)を準備して裁判所に提出、四電もいったんはこのプレゼン資料による主尋問を認めていたのですが、間際になって、甲198号証は新証拠だからこれによる証人尋問は認めないと言い出したのです。当日10時から証人尋問の予定が、急きょ進行協議に。原告側弁護団も甲198号証による証人尋問を準備してきましたから、今更取りやめるわけにはいきません。協議の結果、当日の反対尋問はとりやめに。その代わりに急きょ新たな弁論期日を設け

て反対尋問を行うことで決着を見ました。その期日が10月11日の第40回口頭弁論期日というわけです。

四国電力伊方原発の耐震基準(=基準地震動)は、強震動予測によって決定されていますが、強震動研究は極めて専門的な分野なので、それをいいことに四電はこれまで専門用語を振り回しながら、世間や裁判所を煙にまいてきました。ところが野津氏は強震動研究の専門家中の専門家。煙に巻くどころか、下手な反対尋問を行えば、返り討ちに会う危険があります。結局反対尋問に相当な準備が必要ということで、時間稼ぎしたというのが真相ではないでしょうか?

さて第40回口頭弁論期日では、果たして時間稼ぎが功を奏するか、あるいはやはり返り討ちに会うか大いに見ものではあります。

# <sup>2</sup>11

# 大規模「水蒸気爆発」は起こらない、とする四電の主張に根本的疑惑

#### 原子炉底部に水を張る?

11月1日第41回口頭弁論期日の証人尋問で証言台に立つのは、原告側の証人、「蒸気爆発」の専門家、元小山工業高等専門学校教授の高島武雄氏です。

原子炉内で炉心溶融の際、大規模な水蒸気爆発が発生するかしないかは、原発を巡る争点の中では、問題の深刻さの割には極めて地味な、人の注意を惹かない話題です。もし原子炉容器の中で大規模な水蒸気爆発が起これば、何しろ水が一瞬にして水蒸気に変化してその容積が1000倍に劇的に増えるのですから、たまったものではありません。原子炉容器も格納容器も破壊されます。原子炉内の「死の灰」はさえぎるものなく環境に飛び散ります。

福島原発事故の時、溶融炉心が原子炉建屋内のコンクリート構造に反応して水素が発生し(「MCCI」)、水素爆発が発生しました。問題は水素爆発を防ぐにはどうすべきかという点です。四国電力はこの解決策として、こともあろうに原子炉容器の底部(キャビティ)に水を張ることにしました。これだと溶けた炉心は水の中に落ち、なるほどコンクリート構造に接触しませんから MCCI は起こらず、水素爆発のリスクは大幅に軽減されます。しかし1000度以上に溶けた炉心が水に触れたとたん大規模な水蒸気爆発は起こらないのかという重大な疑問が起こります。常識的には水蒸気爆発の危険があると考えるのが普通です。しかし四電は「起こらない」と断言します。

## ○「大規模爆発は起こらないと決意する」?

原子力規制委員会でこの問題の審査が行われた際、委員長の更田豊志氏 (=当時) が「水**蒸気爆発は起こらないと決意しなければ、なかなか水は張れませんね**」と意味

不明な感想を漏らしたいわくつきの問題です。結局規制 委は四電の主張を認めて「水張り」を認めました。四電 がこの方法を採用した理由は単純です。一番安易で安価 だからです。こんな危ない方法をとるのは日本だけです。 欧州では「コアキャッチャー」と呼ばれる仕組みを採用 する傾向にあります。文字通り溶けた炉心を受け止める 方法です。アメリカでは「炉内保持冷却」と呼ばれる方 法が主流のようです。

「水張り」で大規模水蒸気爆発は起こらない、とする四電の主張の根拠は、過去に行われた国際的な研究や解析(経済開発協力機構=OECD のトロイ装置やクロトス装置を使った研究、欧州委員会のファロ研究、韓国原子力公社のコテルス研究など)から導いた結論です。ところが、肝心要のOECD の「セレナ研究」の結果を全く無視しているのが大きな特徴です。そのセレナ研究では「実際の原子炉内で大規模な水蒸気爆発が起こらないという確実な証拠がない以上、水蒸気爆発は起こると考えておくべき」という趣旨の結論を導いているのです。

高島証人はこの問題の専門家らしく、証人尋問では、詳細かつ実証的に証言し、四電を追い詰めていくものと見られます。どうかみなさん、当日は法廷に傍聴においでください。高島証言は当日午前10時から120分にわたって行われます。

【連絡先】伊方原発広島裁判事務局 090-7372-4608

【所在地】〒731-0232 広島市安佐北区亀山南 2-26-11 (広島市西区中広町から移転しました) E-mail:saiban office@hiroshima-net.org URL:https://saiban.hiroshima-net.org

私たちの活動はみなさまの御寄付で支えられて おります。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

> ゆうちょ銀行振込口座の御案内 口座名◆伊方原発広島裁判事務局

i◆伊方原邦山島裁判事務局 ◆ 0 1 3 6 0 − 8 − 1 0 4 4 6 5 ◆ 店名(店番):一三九(1 3 9) 預 金 種 目:当座

預金種目:当座 口座番号:0104465 (ゆうちょダイレクトのご利用をお奨めします)